

# 総務教育常任委員会資料

(令和4年12月20日)

〔件名〕

- ・旧鳥取少年自然の家跡地整備に係る鳥取市との調整について

【行財政改革推進課】・・・2

総 務 部

## 旧鳥取少年自然の家跡地整備に係る鳥取市との調整について

令和4年12月20日

行財政改革推進課

旧鳥取少年自然の家跡地整備及び市道美術館通りの取扱いについては、県・鳥取市で調整を進めてきましたが、このたび、鳥取市に対し今後の進め方について県から申出を行い、市から回答を受けました。

### 1 申出及び回答の概要

#### (1) 県から鳥取市への申出（11月25日付け。申出書は「別添1」のとおり）

次のとおり進めたいと考えているので、検討の上回答いただくようお願いする。

- ① 県は、県立鳥取少年自然の家跡地に多目的広場等を整備する。
- ② 多目的広場等の整備後は、出合いの森の一部として一体的に管理し、広く県民の利用に供する施設とする。維持管理に係る費用は県が負担する。
- ③ 県は、多目的広場等への進入路となる管理道について、現在の市道美術館通りを活用して多目的広場等の整備事業の中で整備を行う。
- ④ 市は、市道美術館通りの廃止に向け、公共事業再評価委員会への諮問その他必要な手続を行い、市道廃止後は、市道美術館通りに係る権利を県に移管する。
- ⑤ 県は、次に掲げる額の合計額に相当する負担金を市に支払う。
  - ・市道美術館通りの整備に係る市の実質負担額（市が既に支出した整備に係る事業費から国庫補助金額及び地方債に係る交付税措置額を控除した金額をいう。）
  - ・市の用地取得に係る国庫補助金の返還を要することとなった場合には、当該返還額及び返還手続の一環としての不動産鑑定評価に要した費用の額
- ⑥ ①～⑤のほか、県・市の協議により進めていく。

#### (2) 鳥取市から県への回答（12月9日付け。回答は「別添2」のとおり）

- ① 第1項から第6項について、申出の内容について承諾する。
- ② 詳細については、県・市で協議の上、書面を締結いただきたい。
- ③ 鳥取県議会での「平成29年度鳥取県一般会計予算」における「鳥取県立美術館整備推進事業」についての附帯意見を尊重していただきたい。

### 2 今後の予定（見込）

旧鳥取少年自然の家跡地整備及び市道美術館通りの取扱いについては、今回の申出・回答をもって県・市間で方向性の合意に至ったことから、これに従い、今後手続を進めることとする。

- |         |  |
|---------|--|
| 令和5年2月  | ・多目的広場等整備事業に係る予算案を県議会に提案<br>・県・市で手続の詳細について書面を締結                      |
| 令和5年4月～ | ・多目的広場等の整備工事着手（整備に要する期間は、2か年程度を想定）<br>・市道認定廃止・県への移管<br>・県から市への負担金の支払 |

第202200208884号  
令和4年11月25日

鳥取市長 深澤 義彦 様

鳥取県知事 平井 伸治



県立鳥取少年自然の家跡地整備及び市道美術館通りの取扱いについて（申出）

県立鳥取少年自然の家跡地整備及び同整備に係る市道美術館通りの取扱いについて、下記のとおり進めたいと考えていますので、検討の上御回答いただくようお願いします。

記

- 1 県は、県立鳥取少年自然の家跡地に、多目的広場及び遊歩道を中心とした施設（以下「多目的広場等」という。）を整備する。
- 2 多目的広場等の整備後は、鳥取県立とっとり出合いの森及び鳥取市出合いの森公園（以下「出合いの森」という。）の一部として一体的に管理し、広く県民の利用に供する施設とする。  
なお、出合いの森の維持管理に係る費用のうち、多目的広場等に係る部分は、県が負担するものとする。
- 3 県は、多目的広場等への進入路となる管理道について、現在の市道美術館通りを活用して多目的広場等の整備事業の中で整備を行う。
- 4 市は、前項に関し、市道美術館通りの廃止に向け、公共事業再評価委員会への諮問その他必要な手続を行い、市道廃止後は、市道美術館通りに係る権利（既整備部分及び用地に関する権利を含む。）を県に移管する。
- 5 県は、次に掲げる額の合計額に相当する負担金を市に支払うものとする。
  - (1) 市道美術館通りの整備に係る市の実質負担額（市が既に支出した整備に係る事業費から国庫補助金額及び地方債に係る交付税措置額を控除した金額をいう。）
  - (2) 市の用地取得に係る国庫補助金の返還を要することとなった場合には、当該返還額及び返還手続の一環としての不動産鑑定評価に要した費用の額
- 6 前各項に定めるほか、標記に関しては、県及び市の協議により進めていくものとする。

担 当：鳥取県 総務部 デジタル・行財政改革局  
行財政改革推進課 清水  
電 話：0857-26-7088  
ファクシミリ：0857-26-7616  
電子メール：shimizu-t@pref.tottori.lg.jp



受企政第408号  
令和4年12月9日

鳥取県知事 平井伸治様

鳥取市長 深澤義彦



県立鳥取少年自然の家跡地整備及び市道美術館通りの取扱いについて（回答）  
（対令和4年11月25日付け第202200208884号）

このことについては、下記のとおりです。

記

- 1 第1項から第6項について、申出の内容について承諾します。
- 2 詳細については、県・市で協議の上、書面を締結いただきたい。
- 3 鳥取県議会での「平成29年度鳥取県一般会計予算」における「鳥取県立美術館整備推進事業」についての附帯意見を尊重していただきたい。

担当課 企画推進部政策企画課企画調整係

担当者 平田政志

問い合わせ先 電話0857-30-8012

電子メール kikaku@city.tottori.lg.jp